

指定医について ①

1. 指定医の要件

	要件	患者の新規の認定の際に必要な診断書の作成	患者の更新の認定の際に必要な診断書の作成
(1) 難病指定医	① 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、申請時点において、関係学会の専門医の資格を有していること。 ② 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修(※)を修了していること。 ※1～2日程度の研修	○	○
(2) 協力難病指定医	③ 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、一定の研修(※※)を修了していること。 ※※1～2時間程度の研修	×	○

2. 指定医の役割

- 難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書(臨床調査個人票)を作成すること。
- 患者データ(診断書の内容)を登録管理システムに登録すること。

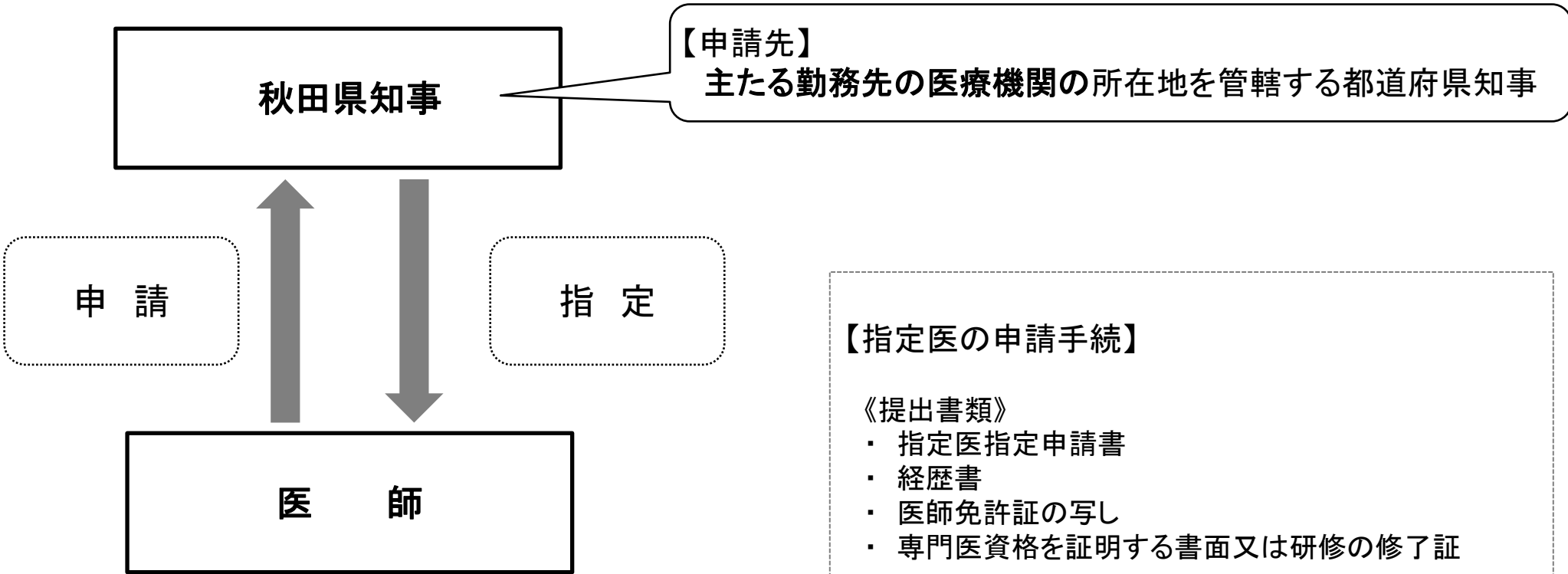
(指定医の職務)指定医は、指定難病の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する臨床調査個人票の作成の職務並びに法第3条第1項の規定に基づき国が講ずる難病に関する情報の収集に関する施策に資する情報の提供の職務を行うこと。

3. 指定の有効期間

「指定医」の指定は、5年ごとの更新制とする。

指定医について②

指定の申請手続



【指定医の申請手続】

《提出書類》

- ・ 指定医指定申請書
- ・ 経歴書
- ・ 医師免許証の写し
- ・ 専門医資格を証明する書面又は研修の修了証

[提出先] *以下、変更・辞退・更新も同じ

〒010-8570(住所記載不要)

秋田県庁 保健・疾病対策課 疾病対策班

難病担当 あて

電話018-860-1424

◇ 指定医の指定(辞退・変更)後は、次の項目についてH. P. (美の国あきたネット)で公表

- ①指定医の氏名
- ②主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地
- ③主たる勤務先の医療機関で担当する診療科名

指定医について ③

1. 申請事項の変更

指定医は、指定申請書に記載した事項のうち、以下のものについて変更があった場合は、指定通知書を交付した都道府県知事に対して届け出を必要とする。

【変更があった事項】

- ① 氏名、生年月日、連絡先、医籍登録番号・登録年月日、担当する診療科名
- ② 主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地

《提出書類》 指定変更届出書

2. 指定医の指定の辞退

指定医は、その指定を辞退する場合は、都道府県知事に届け出る。

《提出書類》 指定医辞退届

3. 指定医の更新

指定医は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

《提出書類》 指定医更新申請書（添付）専門医資格を証明する書面 又は 研修の修了証

※. 指定医の指定の取消し

都道府県知事等は、指定医について、不適切な臨床調査個人票を作成しているなど、その職務を行わせることが不相当であると認められる場合には、その指定医の指定を取り消すことができる。

指定医について ④

	対 応 事 例	必要な書類・手続き	有効期間
新規	新規指定、区分の変更、所管都道府県を変更する場合 <ul style="list-style-type: none"> 新たに指定医となる場合 協力難病指定医から難病指定医への変更 主たる勤務先の変更(都道府県が変更となる場合) など 	指定医指定申請書 <ul style="list-style-type: none"> 区分の変更も新規申請と同様の取扱いとする。 所管都道府県を変更する場合、変更前の指定通知書を申請書の添付書類とし、その他の添付書類を省略可能とする(その他の書類は省略可)。ただし、その場合は、指定の有効期間を変更前の所管都道府県が指定した有効期間の残期間とする。 	指定後 5年間
変更	氏名、連絡先、主たる勤務先の変更(同一県内の場合)などの場合	指定変更届出書	変更なし
更新	指定医の区分を継続し、有効期間を延長する場合	指定医指定更新申請書 <ul style="list-style-type: none"> おおむね有効期間満了日以前の3カ月以内に申請 	更新前の有効期間の終了日から5年間

(参考)有効期間について

